

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る
理由書の提出に関して

令和元年 6 月
南アルプス市介護福祉課

住宅改修費支給申請に係る事前申請の際、「住宅改修が必要な理由書」（施行規則第 75 条第 1 項第三号、第 94 条第 1 項第三号）を提出していただいております。

この理由書の目的は、「被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載する」ものであり、省令で示された標準様式を用いているところではありますが、記載内容に関する詳細については、関係告示等においても特に記載されておられません。

この為、身体状況や家族の介護状況を踏まえ、住環境改善による身体動作の向上、動作の容易性、安全性の向上を目的としていることは十分に理解出来るのですが、これらの改善・解決を図ることによる、利用者本人の生活への影響、将来の見通しに関する記述が少なく、具体的にどのような生活行為が獲得（或いは取り戻すこと）でき、生活の幅が広がるのか等、将来の生活をイメージすることが難しいことも少なくありません。

保険給付する立場として、単に申請を受理し、書類上問題が無ければ支給決定する、という役割だけでは、住宅改修による可能性或いは効果を知ることもなく、今後の施策に活かすことも出来ません。

この様なことから、理由書の提出に当たりその記載項目の一部について、より利用者の将来像が分かる様、記述内容の工夫をお願い致したく、介護支援専門員の皆様へ周知させていただきますので、ご理解並びにご協力をよろしくお願い申し上げます。

《ご協力頂きたい項目》

- ・住宅改修が必要な理由書の 1 枚目

「住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか」

※別添記載要領もご覧ください。